

## 【参考】 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(児童自立支援専門員の資格)

第107条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又は同法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第1項第4号イからハまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- 五 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第1項第4号イからハまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- 六 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第1項第4号イからハまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの
- 七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、3年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第1項第4号イからハまでに掲げる期間の合計が5年以上であるもの
- 八 学校教育法の規定により、教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格の免許状を有する者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの

### 第106条第1項第4号

- イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業に従事した期間
- ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）